

<マニュアル〇> 医療救護チーム等の受援（案）

1 受援について

(1) 目的

ア 東日本大震災や熊本地震などの過去の災害においては、発災直後から医療、保健などの支援チーム等が被災地の支援に駆けつけたが、災害時という混乱の中で支援チームの把握や適切な配分が十分にコントロールされず、有効な支援につなげることができなかった。そこで、本県における受援マニュアルを作成し、災害時に効果的かつ円滑な活動できるよう受援のしくみを構築する。

(2) 対象

県外から参集する医療救護チームや医療ボランティア（個人を除く）（以下「医療救護チーム等」という。）を対象とする。

(3) 受援の窓口

県保健医療調整本部において医療救護チーム等の受付を行う。なお、県保健医療調整本部の指示があった場合は、県保健医療支部でも受付ができることとする。また、事前に支援の枠組みが確立している組織、団体（DMAT、JMAT、日赤救護班など）については、EMIS等により情報を収集するとともに、代表となるカウンターパートと連絡を取り、医療救護チームを把握する。

2 受援の流れ

(1) 支援医療救護班の受付

- ・医療救護チーム等に登録票の提出（メール等の電子媒体も可）を求め、受付を行う。
- ※登録票の様式は、共通様式〇を基本とするが、内容が網羅されていれば各団体等で準備しているものでも受付を行う。
- ▼ ・登録票を基に医療救護チーム等の一覧表を作成するとともに、EMIS入力を行う。

(2) 活動許可証の発行

- ・登録票の内容を確認し、活動許可証を発行する。
- ▼ ※活動許可証は活動中は携帯するように医療救護チーム等に指示を行う。

(3) オリエンテーションの実施

- ・各活動場所の責任者は、医療救護チーム等に対して、県内の被害状況及び活動ルールなどを説明する。
- ▼

(4) 活動エリアの把握と報告

- ・調整本部により決定した活動エリアを医療救護チーム等に報告し、一覧表に反映させる。
- ・医療救護チーム等から活動エリアへの到着日時を聞き取り、県保健医療支部に伝達する。
- ▼

(5) 活動状況の把握

- ・県保健医療支部は派遣された医療救護チーム等の活動場所、活動内容を把握するとともに、県保健医療本部に定時報告する。報告を受けた県保健医療本部は、内容を取りまとめ、県全体の医療救護チーム等の活動を把握し、対策企画班に報告する。
- ▼

(6) 活動終了の確認と集計

- ・ 県医療調整支部は、医療救護チーム等の活動終了を常に把握し、県保健医療調整本部に報告する。
- ・ 県保健医療本部は、作成している一覧表と照らし合わせ、医療救護チーム等のチーム数を把握する。

(7) 活動後の心のケア

- ・ 県保健医療本部は、活動が終了した支援救護チーム等に継続的な心のケア及び健康管理を行うように依頼する。

3 業務内容と役割

(1) 県保健医療本部

ア 受援班の立ち上げ

- (7) 南海トラフ地震はもちろんのこと、局所災害時においては他県や厚生労働省に医療救護チーム等の派遣を要請または支援の申し出があった場合に受援班を設置する。
- (4) 受援班は、医療救護チーム等の受付窓口として計画情報部に設置する。
- (ウ) 人員は県保健医療本部に属する者とするが、医療救護チーム（DMAT ロジスティックチームなど）にも協力を仰ぐことができる。
- (エ) 調整会議において医療救護チーム等の受入調整や報告、指示等を行うが、医療救護チーム等が多数になった場合は、下部組織を設置し、情報共有や指示等を行う。

イ 被災状況等の把握

- (7) 対策企画班・情報分析班と連携し、県内の被災状況及び県保健医療支部管内、広域的な災害拠点病院における医療救護チーム等の必要数を把握する。
- (4) 把握した被災状況は一覧表に整理し、対策統括責任者や調整本部において派遣先の選定に役立てる。

ウ 医療救護チーム等の把握

- (7) EMIS 情報や医療救護チーム等から提出された共通様式〇（医療救護チーム等登録票）から、一覧表を作成し、把握するとともに活動場所選定のため、対策企画班及び対策統括責任者に提出する。
- (4) 調整本部において決定された活動場所を一覧表に記載し、県保健医療調整本部において共有する。
- (ウ) なお、活動エリアを決定する調整本部に受援班の代表者は出席し、医療救護チーム等のチーム数等を説明するとともに決定事項を記録する。
- (エ)

エ 支援決定の報告

- (7) 活動場所が決定されると、医療救護チーム等に報告するとともに県保健医療支部に対しても報告を行う。県保健医療支部においては、報告を受けた医療救護チーム等の特徴等を把握し、活動場所も選定を開始する。

オ 活動情報の把握及び終了確認

- (7) 医療救護チーム等の活動状況については、毎日決められた時間に県保健医療本部に報告し、活動終了時には医療救護チーム等が帰着したことを確認する。

(2) 県保健医療支部

ア 受援班の立ち上げ

- (7) 県保健医療本部に受援班が設置された時点で設置する。
- (イ) 受援班は、医療救護チーム等の窓口として計画情報部に設置する。
- (ウ) 人員は県保健医療支部に属する者とするが、医療救護チーム（DMAT ロジチームなど）にも協力を仰ぐことができる。

イ 被災状況等の把握

- (7) 対策企画班・情報分析班と連携し、管内の被災状況及び災害拠点病院、市町村における医療救護チームの必要数を把握する。
- (イ) 把握した被災状況は一覧表に整理し、対策統括責任者や調整本部において派遣先の選定に役立てる。

ウ 医療救護チーム等の把握

- (7) EMIS 情報や医療救護チーム等から提出された登録票から、一覧表を作成し、把握するとともに活動場所選定のため、対策統括責任者及び調整本部に提出する。
- (イ) 調整本部において決定された活動場所を一覧表に記載し、県保健医療調整本部において共有する。
- (ウ) なお、活動エリアを決定する調整本部に受援班の代表者は出席し、医療救護チーム等のチーム数等を説明するとともに決定事項を記録する。

エ 支援決定の報告

- (7) 活動場所が決定されると、医療救護チーム等に報告するとともに県保健医療支部に対しても報告を行う。県保健医療支部においては、報告を受けた医療救護チーム等の特徴等を把握し、活動場所も選定を開始する。

オ 活動支援の終了確認

- (7) 医療救護チーム等の活動状況については、毎日決められた時間に県保健医療本部に報告し、活動終了時には医療救護チーム等に対して感謝を伝える。帰着したことを確認する。

(3) 市町村災害対策本部

ア 医療救護チームの派遣要請

- (7) 地域の医療ニーズや医療資源（人、モノ）などを総合的に評価し、必要な医療救護チーム数や専門性を県保健医療支部（本部）に共通様式 4 により要請を行う。

イ 派遣計画の策定

- (7) 県保健医療支部から医療救護チーム等の派遣決定の連絡があれば、医療救護チーム等の活動期間や専門性などと地域の医療ニーズを考慮し、最適な人員配置を計画する。

ウ 医療救護チーム等の受入れ

- (7) 計画に基づき、指揮命令系統を明確にした上で、医療救護チーム等に活動指示を行い、地域の被災状況及び活動報告の連絡先、連絡方法などを伝達するオリエンテーションを実施する。

エ 地域の被災状況等の再評価

- (7) 医療救護チーム等からの活動報告を踏まえ、地域の医療ニーズを常に再評価し、活動方針に反映する。なお、決定した活動方針は、地域の被災状況と併せて県保健医療調整支部に報告するとともに、医療救護チーム等に伝達する。
 - (4) 医療救護チーム等の活動が終了した場合、引き継ぎを実施できるように手配し、円滑な救護活動を支援する。
- (4) 医療機関
- ア 医療救護チームの派遣要請
 - (7) 院内の医療ニーズや医療資源（人、モノ）などを総合的に評価し、必要な医療救護チーム数や専門性などについて、市町村災害対策本部、県保健医療支部・本部に共通様式4により要請を行う。
 - イ 派遣計画の策定
 - (7) 市町村災害対策本部、県保健医療支部・本部から医療救護チーム等の派遣決定の連絡があれば、医療支援チームの活動期間や専門性などと院内の医療ニーズを考慮し、最適な人員配置を計画する。
 - ウ 医療救護チーム等の受入れ
 - (7) 計画に基づき、医療救護チーム等に活動指示を行い、指揮命令系統を明確にした上で、院内における活動ルールや連絡先、連絡方法などを伝達するオリエンテーションを実施する。
 - エ 院内の医療ニーズ等の再評価
 - (7) 医療救護チーム等の活動内容を把握し、常に適切な医療の提供を行う。
 - (4) 医療救護チーム等の活動が終了した場合、引き継ぎを実施し、医療の空白ができないようにする。
- (5) 医療救護チーム等
- ア 医療救護チーム等の登録
 - (7) 医療活動を実施する医療救護チーム等は、県保健医療本部（支部）に様式〇にて登録申請を行う。所属団体を通じて登録を行う場合は、様式〇に準じた独自の様式を使用してもよい。
 - イ 指揮命令系統の確認
 - (7) 活動時には、必ず指揮命令系統を確認し、報告・連絡・相談を徹底した活動を実施する。
 - ウ 活動時の注意事項
 - (7) 安全第一で行動し、責任者の指示に沿い、被災者を優先した医療活動を実施する。
 - (4) 医療救護チーム等は、自己完結を原則した活動を行う。
 - エ 活動終了について
 - (7) 医療救護チーム等は、活動終了時には次の医療救護チーム等に業務内容等の引き継ぎを行う。引き継ぐチームがない場合は、活動場所の責任者に引き継ぐ。
 - (4) 医療救護活動の要した費用については、災害救助法の規定に基づき、請求を行う。ただし、災害救助法に該当しない場合は、県等からの通知により適切に対応する。